事　務　連　絡
令和８年４月８日

各　都　道　府　県　知　事
各都道府県教育委員会教育長
各　指　定　都　市　市　長　　殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局財務課

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行通知の一部訂正について

令和８年４月１日付け通知（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について）（８文科初第 32 号）において、一部誤記がありましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

記

正誤箇所	誤	正
第一　令和８年改正法、経過措置政令及び一部改正義務大臣定め １．改正の概要 （３）学級編制の標準の引下げに伴う経過措置	令和 10 年３月 31 日までの間における学級編制の標準については、生徒の数の推移等を考慮し、段階的に 35 人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあっては、40 人とすること。（令和８年改正法附則第１条） ① 令和９年３月 31 日までの間における新標準法第３条第２項の政令で定める学年は、第２学年及び第３学年（義務教育学校にあっては第８学年及び第９学年）とすること。（経過措置政令第２条第１項）	令和 10 年３月 31 日までの間における学級編制の標準については、生徒の数の推移等を考慮し、段階的に 35 人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあっては、40 人とすること。（令和８年改正法附則第２条第１項） ① 令和９年３月 31 日までの間における新標準法第３条第２項の政令で定める学年は、第２学年及び第３学年（義務教育学校にあっては第８学年及び第９学年）とすること。（経過措置政令第１条）

【本件担当】
文部科学省初等中等教育局財務課
電話：03-5253-4111（内線 5786）